

地域包括支援センター アゼリー江戸川 運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人江寿会が開設する地域包括支援センターアゼリー江戸川（以下、「センター」という。）が行う地域包括支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健、介護、福祉という3分野の専門職（以下「専門職」という。）が、連携して要支援状態にある高齢者に対し、適正な地域包括支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターの専門職は、利用者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続出来るよう、利用者の立場にたって支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、出来る限り要介護にならないよう介護予防サービスを適切に確保し、その調整に努める。

3 事業の実施にあたっては、江戸川区その他関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 高齢者に対し、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 地域包括支援センターアゼリー江戸川

所在地 江戸川区本一色2丁目13番25号
（特別養護老人ホーム アゼリー江戸川1階）

（職員の職種、配置）

第4条 センターに次の職員を置く。

1 管理者
管理者は、センター従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、センターを代表する。

2 主任介護支援専門員 1名(常勤)
介護予防プランの作成、介護予防事業のマネジメントを行なう。

3 社会福祉士又は社会福祉主事 1名(常勤)
ケアマネージャーへの支援やネットワーク作り

4 保健師又は経験のある看護師 1名(常勤)

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日
ただし、祝日・年末年始(12月29日から1月3日までを含む)を除く

2 営業時間 午前9時から午後6時まで

（地域包括支援センター運営協議会との協議）

第6条 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行なうものとする。

1 センターの公正・中立性の確保に関する事。

2 センターの職員の確保に関する事。

（地域包括支援センターの基本機能）

第7条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

1 要支援1・2と認定された方や支援や介護が必要となるおそれの高い方がより自立した生活を送れるように介護予防プランを作成すること。

2 成年後見制度の紹介、高齢者虐待の早期発見や予防、相談などを受ける事。

3 介護保険ご利用の方が、適切なサービスを利用できるように、ケアマネージャー・医療機関・地域の関係機関と協力して支援する。

4 高齢者に対し、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。

（事業の委託）

第8条 センターは、介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更・経過観察等の業務を居宅介護支援事業者に委託する事ができるものとする。

（利用契約）

第9条 センターが介護予防支援を行なうにあたっては、利用者と介護予防支援契約を締結しなければならない。

（指定介護予防支援の提供方法、内容）

第10条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次の通りとする。

センターは、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する介護予防サービス事業者等を定めた「介護予防サービス計画書」を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜を提供する。

2 センターは、指定介護予防支援を提供する担当者を選任し、介護予防サービス計画の作成を支援する。

3 担当職員は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

4 担当職員は、計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又はその家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるように努める。

5 担当職員は、計画の策定に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画上に位置付けるよう努める。

6 担当職員は、計画の策定に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。

7 担当職員は、解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び、その家族に対して面接を行う。この場合において、担当職員は、面談の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

8 担当職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地から意見を求める。但しやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

9 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、経過う変更等を行う。

10 担当職員は、計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

（指定介護予防支援の利用料とその他の費用の額）

第11条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、江戸川区の中央2～3丁目、大杉1～5丁目、一之江1丁目、上一色1～3丁目、本一色1～3丁目、興宮町、松本1～2丁目、西一之江1～2丁目とする。

（秘密保持）

第13条 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、漏らしてはならない。

- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

（苦情対応）

第14条 センターの職員は、提供した介護予防支援及びサービスに関する利用者からの苦情に対し、迅速に適切にかつ誠実に対応し、必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

- 第15条 センターは利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所者が得た利用者又は家族の個人情報については、センターでの介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（職場におけるハラスメント防止）

第16条 センターは、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第17条 センターは、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 センターは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（虐待防止のための措置に関する事項）

- 第18条 利用者の人権擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し研修を実施するための措置を講じる。虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の処置を講じる。
- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができる）設置する。
 - 2 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3 従業員に対し、虐待の防止をするための研修を定期的実施する。
 - 4 上記、措置を適切に実施するための担当者の設置。

（衛生管理等）

- 第19条 センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
- 1 センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 2 センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 3 センターにおいて、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

（その他の運営についての留意事項）

- 第20条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会の設定に努めるものとする。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者が社会福祉法人江寿会に協議して定めるものとする。

附則 この規定は、平成18年4月1日から施行する。
令和3年1月1日一部改定。
令和5年4月1日一部改定。